

ノーベル平和賞に日本被団協

被爆者の叫び

ノーモア ヒロシマ ナガサキ

ノーモア ヒバクシャ ノーモア ウォー

今年のノーベル平和賞は日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与されました。ノルウェー・ノーベル委員会委員長は広島と長崎の被爆者による草の根運動の日本被団協が核兵器のない世界実現目指して、努力し、核兵器は二度と使われなくてはならないのだと目撃者の証言から示したことを授賞理由にあげました。

日本被団協は1956年の結成から、国連や国際会議に足を運んで、被爆体験を証言し続け、核廃絶を世界に訴えてきました。

今、ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ自治区ガザでのイスラエルの攻撃やそれに伴う中東地域の不安定さなど、核兵器使用への懸念が強まる中での受賞となりました。

全教

とよなか

豊中教職員組合

2024年10月24日

〒560-0022
豊中市北桜塚1丁目5-14
No. 65
Tel 06-7161-4161
Fax 06-7161-2511
Webページ 検索【全教豊中】

日本政府を批判

被団協の代表委員の一人は記者会見し、核兵器が安全をもたらしという考えを批判（核抑止力論）「今の情勢から核兵器を失くすことを真剣に考えなくてはいけない」と主張。

また、別な代表委員もアメリカの核兵器を日本で運用する「核共有」という石破首相の考えについて、「怒り心頭。核の恐ろしさを知っているなら本当に考えなさいと言いたい。」「核兵器でもたらされた無残な被害を全く理解していない」と政府を

批判しています。

今こそ、被爆国 日本が核兵器廃絶の先頭に！

国連で核兵器禁止条約が採択されて7年。94の国・地域が署名し73の国・地域が批准しています。

しかし、被爆国の日本政府は「核兵器は抑止力のために必要」というスタンスで、核兵器禁止条約を批准するどころか、会議に参加することすら消極的な姿勢です。被爆国日本が核兵器使用の危険性が高まる今こそ、核兵器廃絶の先頭に立つ必要があります。

受賞直前

『はだしのゲン』の熱伝道」放映

9月28日BS12で『はだしのゲン』の熱伝道」という番組が放映されました。

『はだしのゲン』は学校図書館で閲覧制限が一時かけられる地域があったり、広島市教委が平和教材から外したりと、子どもたちにふさわしくない作品みたいに扱われています。

しかし、24言語で翻訳されて世界で読み継がれています。作者中沢啓二の実体験をもとに被爆の実相を伝えようとした『はだしのゲン』の役割も貢献しているはずです。

『はだしのゲン』を今あらためてさまざまな世代の人に読んでもらいたいものです。

豊中市の小中一貫教育と学校再編を考える

「小中一貫教育」に前のめり

豊中市第二期教育振興計画中間見直し(素案)に次のように書いています。「来年度から3年間で」

市全体としては、各中学校区をそれぞれ小中一貫教育取り組み校区と位置づけて「中学校グランドデザイン(めざす子ども像・15歳の姿)」を小中で共有しながら、首席・指導教諭・生徒指導主事が小中連携・一貫教育を推進する担当となつて、カリキュラム・マネジメントや授業改善を組織的に行い、学びの連続と円滑な接続による教育の質の向上をめざします

※11月からパブリックコメントにかけられます。

開校2年目の庄内さくら学園、開校準備をすすめる千成・庄内南や施設分離型小中一貫校の開校をすすめる8中・東丘・北丘か

らは小中一貫推進にかんする会議・研修等の「多忙」の声が聞こえてきます。

豊中市はすべての学校で「小中一貫教育」をすすめていこうとしています。「小中一貫教育」は必要でしょうか。小中連携ではダメなのでしょうか。

「豊中市の小中一貫教育と学校再編を考える会」が9月28日に学習会を行いました。その学習会内容を連載します。

「あらためて小中一貫教育の問題点について」

大阪教育文化センター代表

山口 隆さん



1. 小中一貫教育のルーツとは？

- ・(1) 小中一貫教育のルーツは2005年の中教審答申
- ・中教審答申
- ・以下、新版Q&Aから抜粋

中教審は、2005年10月26日「新しい時代の義務教育を創造する」という答申を発表しました。当時、マスコミは、義務教育費国庫負担問題に軸足をのけた報道をしていました。それも重大問題でしたが、教育の中身については義務教育を大きく変えてしまおうとするものでした。中教審は、この答申ではじめて義務教育の「構造改革」という言葉を使いました。この答申が出されたのは、新自由主義にもとづく「構造改革」路線を押し進めてきた小泉内閣のときです。この答申で公式には「9年制の義務教育学校」Ⅱ「小中一貫校」が初めて登場しました。答申では、「9年制義務教育学校」の設置者の判断による選択的導入という形で「小中一貫校」が構想され、これ以後、各地で具体化がすすめられてきました。

- (2) 義務教育学校はいつから？
- ① 学校教育法に定められたのは、2015年

・2015年に学校教育法が「改正」され、第49条に以下の文言が追加されました

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。
第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

・この「改正」学校教育法は、2016年から施行されました

② 義務教育学校は、小中一貫校とどう違うのでしょうか？

・義務教育学校も小中一貫校の仲間ですが、義務教育学校でない小中一貫校の場合は、小学校・中学校はそれぞれ別の学校なので、それぞれに校長がおり、教頭がいますが、義務教育学校は、施設一体型の場合でも、施設一体型でなくても、校長・教頭は一人です。

(続く)